

判決年月日	平成28年3月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成27年(行ケ)第10087号		
○ 発明の名称を「立体映像信号生成回路及び立体映像表示装置」とする特許について、相違点の認定に誤りがあるとして、審決が取り消された事例。			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する公報番号等) 特許第3978392号, 無効2014-800097

### 判決要旨

#### 1 事案の概要等

被告は、標記特許権(特許第3978392号)の特許権者である。原告が無効審判請求(無効2014-800097)をしたのに対し、特許庁が不成立審決をしたため、原告が提訴した。

原告は審決の相違点の認定の誤り等を主張した。

#### 2 裁判所の判断

審決は、「オフセット設定手段に関して、本件特許発明1は、立体感を調整するものであるのに対し、甲3A発明は、正常な立体視ができないと判別されたものを、正常な立体視ができるようにする点。」を相違点2として認定した。

甲3からは以下の発明(甲3A'発明)を認定することができる。

「視差を利用した立体視を実現できる立体表示装置に映像信号を出力する水平シフト回路を制御するCPUであって、

正常な立体視ができるようにするために、2台のビデオカメラの間隔である光軸間距離と2台のビデオカメラの光軸のなす角度である輻輳角と、立体表示装置の種類や大きさ等によって決定される適視距離を利用し、

2台のビデオカメラの間隔である光軸間距離と2台のビデオカメラの光軸のなす角度である輻輳角に基づいて求められる主要被写体Xのモニタ面上の視差と、立体表示装置の種類や大きさ等によって決定される適視距離が決まることにより決定される立体表示装置の限界視差とに基づいて、主要被写体Xの立体像位置範囲が限界立体像位置範囲を前方向または後方向に越えるか否か、主要被写体Xの立体像位置範囲がモニタ面の近傍付近に位置するか否かを判別し、主要被写体Xの立体像位置が限界立体像範囲内にないと判別されたときには、主要被写体の立体像位置を限界立体像範囲内に収まるように、左右画像が水平シフトせしめられ、求められた主要被写体の立体像位置がモニタ面の近傍付近にあると判別されたときには、限界立体像位置範囲内において、主要被写体の立体像位置を前方にシフトさせるように左右画像をシフト制御することにより、立体感を増加させることを特徴とする水平シフト回路を制御するCPU。」

次に、本件特許発明1における映像の「立体感を調整」することとは、既に立体的に見え

る映像について、その感じ度合いを整えることを意味するものと認められる。

そして、甲3A' 発明において、「2台のビデオカメラの間隔である光軸間距離と2台のビデオカメラの光軸のなす角度である輻輳角に基づいて求められる主要被写体Xのモニタ面上の視差と、立体表示装置の種類や大きさ等によって決定される適視距離が決まることにより決定される立体表示装置の限界視差とに基づいて、」「主要被写体Xの立体像位置範囲がモニタ面の近傍付近に位置するか否かを判別し、」「求められた主要被写体の立体像位置がモニタ面の近傍付近にあると判別されたときには、限界立体像位置範囲内において、主要被写体の立体像位置を前方にシフトさせるように左右画像をシフト制御することにより、立体感を増加させる」との構成は、映像情報及び表示装置情報に基づいて、既に立体的に見える映像について、主要被写体の立体像位置を前方にシフトさせるように左右画像をシフト制御、すなわちずらすことにより、表示される映像の立体感の感じ度合いを整える手段であるものと認められるから、同発明の上記構成は、本件特許発明1の「前記映像情報及び前記表示装置情報に基づいて前記左目映像と前記右目映像とをずらして表示するためのオフセットを設定して、表示される映像の立体感を調整するオフセット設定手段」に相当する。

また、甲3A' 発明は、カメラ距離情報及びクロスポイント情報に基づいて、「主要被写体Xの立体像位置範囲がモニタ面の近傍付近に位置するか否かを判別し、」「求められた主要被写体の立体像位置がモニタ面の近傍付近にあると判別されたときには、限界立体像位置範囲内において、主要被写体の立体像位置を前方にシフトさせるように左右画像をシフト制御することにより、立体感を増加させる」ものであると認められるから、甲3A' 発明の「2台のビデオカメラの間隔である光軸間距離と2台のビデオカメラの光軸のなす角度である輻輳角に基づいて求められる主要被写体Xのモニタ面上の視差と、立体表示装置の種類や大きさ等によって決定される適視距離が決まることにより決定される立体表示装置の限界視差とに基づいて、主要被写体Xの立体像位置範囲が限界立体像位置範囲を前方向または後方向に越えるか否か、主要被写体Xの立体像位置範囲がモニタ面の近傍付近に位置するか否かを判別し、主要被写体Xの立体像位置が限界立体像範囲内にはないと判別されたときには、主要被写体の立体像位置を限界立体像範囲内に収まるように、左右画像が水平シフトせしめられ、求められた主要被写体の立体像位置がモニタ面の近傍付近にあると判別されたときには、限界立体像位置範囲内において、主要被写体の立体像位置を前方にシフトさせるように左右画像をシフト制御することにより、立体感を増加させる」ことは、本件特許発明1の「前記オフセット設定手段は、前記カメラ距離情報及び前記クロスポイント情報に基づいて左目映像と右目映像とのオフセットを設定して、表示される映像の立体感を調整する」ことに相当する。

そうすると、甲3A' 発明は、本件特許発明1の「前記映像情報及び前記表示装置情報に基づいて前記左目映像と前記右目映像とをずらして表示するためのオフセットを設定して、表示される映像の立体感を調整するオフセット設定手段」及び「前記オフセット設定手段は、前記カメラ距離情報及び前記クロスポイント情報に基づいて左目映像と右目映像とのオフ

セットを設定して、表示される映像の立体感を調整する」との構成をいずれも備えるものであると認められるから、審決の認定した相違点 2 は存在しない。

同様に、本件特許発明 8 とこれに対応する甲 3 記載の発明（甲 3 B' 発明）との間には審決の認定した相違点 4 は存在しない。

そして、本件審決は、本件特許発明 1 と甲 3 A' 発明、及び、本件特許発明 8 と甲 3 B' 発明とのその余の各相違点について、いずれも当業者が容易に想到し得たものである旨判断しているから、本件審決の上記の相違点の認定の誤りは、本件審決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。